

**バルク貯槽告示検査方法効率化技術調査研究  
「バルク貯槽の経年劣化度調査（残留ガス等のガス成分分析）」  
に関する入札参加事業者の公募について**

高圧ガス保安協会では、令和2年度経済産業省委託事業である「バルク貯槽告示検査方法効率化技術調査研究」において、バルク貯槽の長期使用の実現を目的として、バルク貯槽の初回告示検査以降に行われる5年周期以内の告示検査方法の効率化の検討を開始するところです。

本件は、告示検査方法の効率化を検討するにあたり、バルク貯槽内面組織への経年劣化による影響を調査・検証することを目的に、バルク貯槽内の残留ガスの成分分析を行うことものです。

つきましては、今般、別紙の公募要領に従い、「バルク貯槽の経年劣化度調査（残留ガスのガス成分分析）」に関する入札参加事業者を公募することとなりましたのでお知らせいたします。

記

本件に関する応募先及び問い合わせ先

液化石油ガス部 新供給システム推進課 松本、佐野、上川、林

住所：〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

電話：03-3436-6108 FAX：03-3438-4163

以上

## 「バルク貯槽の経年劣化度調査」 に関する実施事業者公募要領

高圧ガス保安協会  
液化石油ガス部

### 1. 目的

本件は、告示検査方法の合理化を検討するにあたり、バルク貯槽内面組織への経年劣化による影響を調査・検証することを目的に、バルク貯槽内の残留ガスの成分分析を行うことものです。

### 2. 公募条件

本件に応募しようとする者は、次の(1)から(6)までに掲げる条件を全て満足することとします。

- (1) 別紙 3 の仕様書に基づく工程を納期限内に完了できる事業者であること。
- (2) 別紙 3 の仕様書に基づく分析及び検査等を行うために必要な知識及び能力を有していること。
- (3) 本件と同様若しくは類似の事業についての実績を有していること。
- (4) 財務状況が健全（債務超過又はそれに類する状態にないこと。）であり、本件を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）による補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第 2 条各号に規定するいずれにも該当せず、また、関係を有していないこと。

### 3. 費用の支払い

費用の支払いは、別紙 3 の仕様書に記載する全ての仕様を満たしている物品が、別紙 3 の仕様書に記載する納期までに納入され、かつ、適正な請求書が提出された後に、請負事業者の指定金融機関あてに振り込むものとします。

### 4. 公募及び実施事業者決定までのスケジュール等

- (1) 公募期間は令和 2 年 6 月 29 日（月）から令和 2 年 7 月 13 日（月）17:30 までとします。  
公募要領に基づき本件を実施でき、かつ、応募を希望する事業者は、公募期間中に別紙 2 の申込書に必要事項を記載したものを FAX または郵送にて提出して頂くか、または直接持参して下さい。
- (2) その後、公募期間中に申し込みのあった事業者を対象に、令和 2 年 7 月 15 日（水）11:00

から高圧ガス保安協会内（当日場所指定）にて説明会を実施します。入札説明会終了後に入札様式を配布します。当該様式を以て入札への参加資格とします。

(3) 説明会終了後、令和2年7月22日（水）17:30までに次の①から⑧までに掲げる資料を提出して下さい。

① 本件に関する見積書

② 別紙4の通知書

③ 会社案内及び業務実績に関するパンフレット又は資料（ホームページを印字したものを含みます。）

④ 前記2.(1)～(3)に掲げる条件を満足していることが確認できる資料

⑤ 別紙3の仕様書に基づく作業工程表

⑥ 本件実施に係る履行体制図（別会社に請負発注する場合は、発注の理由、発注の範囲、発注内容及び請負先の管理体制をまとめた資料も含む。）

⑦ 直近1期以上の決算報告書（損益計算書及び貸借対照表を含むもの）

⑧ その他、高圧ガス保安協会より別途指示がある場合は、当該文書

(4) 提出していただいた資料に基づき入札者を選定します。なお、選定にあたっては、提出していただいた書類に基づき、個別にヒアリングを行う場合があります。また、見積書の検討結果によっては、見積仕様の共通化のために再度見積書の提出を依頼する場合があります。

(5) その後、令和2年7月31日（金）11:00から高圧ガス保安協会内（当日場所指定）にて入札を実施し、実施事業者を決定いたします。

## 5. 備考

本件に関する問い合わせ先

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 新供給システム推進課 松本、佐野、林

住所 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

電話 03-3436-6108 FAX 03-3438-4163

以 上

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 新供給システム推進課 宛

「バルク貯槽の経年劣化度調査（残留ガス等のガス成分分析）」  
に関する実施事業者の公募  
申 込 書

1. 申込会社名 :

2. 連絡先 : 住所

電話

FAX

3. 本件担当者名 :

担当者所属部署名 :

以 上

（備考）本申込書は、ご持参頂くか、郵送又は FAX で受け付けます。

公募期間中必着とし、会社印のないものは無効と致します。

本申込書で得られた個人情報は、応募された当該事業に関する連絡にのみ使用いたします。

<送付先>

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 新供給システム推進課

住所 〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

FAX 03-3438-4163

## 仕様書

## 1. 件名

バルク貯槽の経年劣化度調査（残留ガス等のガス成分分析）

## 2. 実施概要

バルク貯槽内の残留ガス及び原料ガス貯槽内の LP ガスを対象として、「3. 仕様」に基づき、以下のガスに対して成分分析を行うものである。

- ・バルク貯槽の初回告示検査後、再設置した貯槽（以下、「バルク 20 年合格貯槽」という。）内の残留ガス：5 検体
- ・原料貯槽内の LP ガス：1 検体
- ・供用中バルク貯槽内の残留ガス：8 検体

## 3. 仕様

本件は、次の（1）に掲げるガスを対象として、（2）に掲げる成分の定量分析を実施すること。

## （1）分析検体

表 1 に掲げる検体を対象とする。分析検体の請負事業者への受け渡しは、高圧ガス保安協会が手配した運送業者より行うものとする。本件に係るデータの取り纏め等においては、「検体番号」により統一して表記・管理すること。

表 1 検体

検体数	受け渡し時の状態
14 検体※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5kg 型鋼製容器</li> <li>○ 各検体とも容器 1 本分</li> <li>○ 各容器の充填量は約 3kg</li> <li>○ 検体番号は容器外面に明記</li> </ul>

※1) バルク 20 年合格貯槽内の残留ガス：5 検体、原料貯槽内の LP ガス：1 検体、供用中バルク貯槽内の残留ガス：8 検体の計 14 検体

## (2) LP ガス成分分析

LP ガス成分の分析は、次の①から③までに掲げる手順等に基づき実施すること。

### ①定量分析の対象成分と対象検体

定量分析の対象成分は、次の 1) から 19) までに定める 19 成分とする。

- 1) エタン
- 2) エチレン
- 3) プロパン
- 4) プロピレン
- 5) イソブタン
- 6) n-ブタン
- 7) イソブチレン+1-ブチレン
- 8) トランス 2-ブチレン
- 9) シス 2-ブチレン
- 10) 1,3-ブタジエン
- 11) イソペンタン
- 12) ノルマルペンタン

前記 1) ～12) : 対象検体 14 検体

- 13) 油分 (C5～)

- 14) 油分 (C17～)

前記 13) ～14) : 対象検体 6 検体 (バルク 20 年合格貯槽内の残留ガス : 5 検体、  
原料貯槽内の LP ガス : 1 検体)

- 15) 残渣分 75°C

- 16) 残渣分 105°C

- 17) 全硫黄

- 18) 水分

- 19) メタノール

前記 15) ～18) : 対象検体 14 検体

### ②定量分析を行う際のガスのサンプリング

定量分析を行う際のガスサンプリングは、検体から液体の状態に取り出した後に気化させたガスとする。

### ③定量分析方法

定量分析方法は、前記①に掲げる対象成分について、表 2 に示す定量限界を満足する分析方法を採用すること。

表2 対象成分の定量限界

成分名	定量限界
油分 (C5~C50) 【備考】 n-C10等を基準成分とし、その成分の検出感度で炭化水素換算した値を定量値とすること。 C17~C50は、その合計濃度を定量することとし、JLPGA-S-03「LPガス蒸発残渣分試験方法」又は同程度の検出感度が得られる方法により実施すること。	(C17~C50) 10 ppm
残渣分 【備考】 JLPGA-S-03-2	1ppm
全硫黄分 【備考】 着臭剤成分を除く全硫黄分を測定すること。	1ppm
水分	5ppm
メタノール	1ppm

(3) LPガス成分分析機器等

請負者は、成分分析を行う前に、各成分分析の機器、装置、分析方法等について記載した資料を提出し、高圧ガス保安協会（以下、KHK）の確認を得ること。

資料には、機器、装置等の写真を掲載すること。

4. 納品物件等

(1) 納品物件

報告書・紙媒体：1部、電子媒体（CD-R）：1部

なお、報告書の電子媒体は、マイクロソフト社製 word 又は Excel によって製作されたものであり、文書内容の加工等が可能なファイルであること。

(2) 納期

令和2年11月6日（金）

(3) 報告書等の納入場所

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部 新供給システム推進課

住所 〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル11階

電話 03-3436-6108 FAX 03-3438-4163

#### 4. その他

- (1) 本件に係る進捗については、高圧ガス保安協会の指示に基づき、電子メール等により報告を行うこと。
- (2) 高圧ガス保安協会の求めに応じ中間報告等を提出するものとする。
- (3) 5kg 型鋼製容器については、高圧ガス保安協会が指定する場所に返却すること。
- (4) 「3. 仕様」にない事項は、高圧ガス保安協会の指示によること。

以上



## 通 知 書

当社は、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）による補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けておりません。

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者又は責任者氏名

印

高圧ガス保安協会 御中